

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省海事局船員政策課	電話番号： 03-5253-8647	e-mail: hqt-ria-sennin@ml.mlit.go.jp
	国土交通省海事局外航課	電話番号： 03-5253-8618	e-mail: hqt-gaikou_ria@ml.mlit.go.jp
評価実施時期	平成29年2月2日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><u>規制の目的</u>: 準日本船舶による日本船舶の補完体制の強化及び2006年の海上の労働に関する条約等の改正に対応することにより、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため。</p> <p><u>規制の内容</u>:</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな準日本船舶の認定申請及び認定後の総トン数等の変更の際における、総トン数等の測度の義務付け。 ・準日本船舶の認定申請における、船員の安全衛生についての検査の受検の義務付け。 ・新たな準日本船舶に係る事項の変更等について、国土交通大臣への届出及び認定証の書換え申請の義務付け。 ・新たな準日本船舶に係る事項等についての報告及び立入検査。 <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上労働証書に係る検査項目の追加及び証書の有効期限の延長。 ・新技術を有する船舶等の運航に対応するための船員の資格の新設。 ・海上労働検査の事前検査を受けた船舶について、転籍時に当該事前検査を行った者が行う検査の受検を義務付け。 <p><u>規制の必要性</u>:</p> <p>(1) 日本船舶及び準日本船舶を増加させることが困難である中、安定的な国際海上輸送の確保の重要性は一層顕在化しているところ、早急に経済安全保障を確立する観点から、準日本船舶による日本船舶の補完体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 条約基準の未達成を理由とした運航差止め等の経済的損失や、適正な資格を所持しないことから生じる事故による、人命、船舶、環境等への甚大な影響を回避するため、適切な規制内容を措置する必要がある。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	海上運送法 第39条の5、第39条の9 船員法 第100条の3、第100条の6、第117条の3、第117条の4	
想定される代替案	代替案:(1)当該規制の内容を義務ではなく任意とする。 (2)条約改正に対応する規制であるため、条約の内容と異なる独自の規制は代替案として想定されない。		

規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	<p>(1) ・総トン数等の測度を行っている間航行ができなくなるという費用、測度手数料の費用が生じるが、これらは現行法上、日本船舶への転籍の際に必要となる費用と同様であり、追加で発生する費用ではない。その他の費用についても小さいと考えられる。</p> <p>(2) 新たな項目の検査に係る費用等が生じるが、必要書類の提出のみであるため費用は小さい。また、液化天然ガス燃料船等により乗組む船員の資格取得のための費用が必要となる。</p>	<p>(1) ・変更の届出等については、任意で行う場合に限り、費用が生じる。その他費用について、現行法及び当該規制案と同様の費用が生じる。</p> <p>(2)ー</p>
(行政費用)	<p>(1) ・総トン数等の測度を行う費用が生じるが、現行法上、日本船舶への転籍の際に必要となる費用と同様であり、追加で発生する費用ではない。その他の費用についても小さいと考えられる。</p> <p>(2)海上労働証書について新たな項目の検査等の費用が生じるが、大きな労力を要する手続きではないため、費用の増加は小さい。</p>	<p>(1) ・認定を受けた新たな準日本船舶に係る事項に変更があったとき等に、定期調査等を行う費用が国に発生するが、これは当該規制案における届出受理等の費用に比して大きなものとなる。その他の費用について、現行法及び当該規制案と同様の費用が生じる。</p> <p>(2)ー</p>
(その他の社会的費用)	<p>(1)なし (2)なし</p>	<p>(1)国が準日本船舶の状況を正確に把握することが困難となり、安定的な国際海上輸送を確保できなくなる恐れがある。</p> <p>(2)ー</p>

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) ・準日本船舶についてあらかじめ船員の安全衛生についての検査を行い、また、新たな準日本船舶についてあらかじめ測度を行い、日本船舶への転籍時の測度等を不要とする特例の対象とすることで、日本船舶に転籍する際、速やかに転籍を行うことが可能となり、航海命令による航海に速やかに従事できる船舶を確保できる。 ・国が新たな準日本船舶の状況を常に正確に把握することが可能となる。これは、安定的な国際海上輸送の確保のために必要不可欠であることから、当該便益は大きい。 (2) 船員の労働保護及び船舶の航行の安全が確保されるとともに、ポートステートコントロールを受けた際の拘束等や事故発生による損失を回避することができる。また、証書の有効期間延長、事前検査機関による検査により、効率的な国際航海への従事に資する。</p>	<p>(1)なし (2)ー</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>(1) 当該規制を行った場合、日本船舶への速やかな転籍が可能となり、命令航海に確実かつ速やかに従事できる船舶の確保が可能となる。一方、測度等に関する費用については、現行の法制度上において転籍時に生じる費用と同様のものである。また、その他の費用については、いずれも軽微なものである。以上より、当該規制の便益は費用を上回る。代替案については、当該規制の内容を任意とすることで事前に総トン数の測度等を受けなかった場合、日本船舶への速やかな転籍が困難となり、安定的な国際海上輸送を確保できなくなるおそれがある。従って、代替案においては、便益が規制の費用を下回る。 (2) 海上労働証書に係る検査項目の追加等に対応するために遵守費用及び行政費用が発生するが、条約に対応した海上労働証書及び資格証明書が交付されないことによる多大な不利益を回避することができることなどから、規制による便益は規制による費用を大きく上回ると言える。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>(1) 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会において、非常時を含む安定的な海上輸送の確保のためには、450隻の日本船舶が必要である旨答申がなされている(平成19年12月20日) (2) ① MLC条約等の改正に伴う国内法化勉強会とりまとめ(平成28年10月)において、条約改正内容の国内法制化が必要不可欠である旨報告されている。 ② 交通政策審議会において、改正内容について適当である旨答申がなされている(平成28年12月16日)。</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>(1) 平成34年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施。 (2) 海上労働証書に係る検査制度や船舶に係る資格制度については、国際的な議論、国際条約の改正等の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p>	
<p>備考</p>		